

○半田市道路占用料の減免に関する規則

昭和六十年六月二十五日

規則第十二号

改正 平成三年三月二八日規則第一二号

平成六年三月二九日規則第七号

平成八年一二月二六日規則第三二号

平成一三年一月一九日規則第一号

平成一九年九月二八日規則第二四号

令和四年三月三十一日規則第一六号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市道路占用料条例(昭和四十四年半田市条例第三十三号。以下「条例」という。)第二条第三項に規定する道路占用料の減免の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(道路占用料の減免)

第二条 条例第二条第三項の規定により、占用物件の種類において、市長が必要と認めた場合に限り、その者から徴収する占用料に、別表に定める減免率を乗じた額を減免する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則 (平成三年三月二八日規則第一二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二九日規則第七号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年一二月二六日規則第三二号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一九日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日規則第二四号)

この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日規則第一六号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

条例第二条第三項に掲げる占用料の減免率			
占用物件の種類	減免率		
第一号に掲げるもの	百分の百		
第二号に掲げるもの	架空の道路縦断電線及び電話線のうち、その支持物が道路の区域外にあつて電線及び電話線のみが占用するもの	百分の百	
	架空の道路横断電線及び電話線	百分の百	
	架空の各戸引込電線及び電話線	百分の百	
	各戸引込地下埋設管	百分の百	
第三号から第五号に掲げるもの	百分の百		
第六号に掲げる物件	各戸引込埋設管及び支管（内径〇・〇六三メートル以下のもの）	百分の百	
	右記以外のもの	百分の十	
第七号から第九号に掲げるもの	百分の百		
第十号に掲げる物件	百分の五十		
第十一号に掲げるもの	公共団体が設ける用排水路及び有線電話柱	百分の百	
	アーケード	百分の八十	
	街とう、電柱等に添架（塗布を含む）した看板	袖看板	百分の二十五
		巻看板	百分の四十
	飲料用水道管（水道法によるものを除く）	百分の百	
	テレビ用アンテナ線	百分の百	
	有線音楽放送及び有線テレビジョン放送の架空線	百分の九十 ただし、昭和六十一年九月三十日現在において道路法第三十二条第一項及び第三項の規定に基づく占用の許可を受けることなく道路を占用して	

	いたものは占用額の百分の六十八・五
公共用下水道、配水路その他配水施設に接続する私設の下水道、農業用かんがい用水（公共団体又は公共的団体が設けるものを除く）	百分の百
占用物件でない電柱を支えている支柱及び支線（支柱若しくは支線の占用料又は支柱と支線の合計の占用料が電柱の占用料を超える額）	百分の百
第一種電気通信事業者が設けるPHS（パーソナルハンディホンシステム）に係わる無線基地局	百分の五十
自動運行補助施設	百分の百 ただし、令和十三年三月三十一日までに限る。